



○お知らせ

「平成26年度介護支援専門員更新研修の申込み受付開始について」
「居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。」
「介護人材確保対策事業の実施について」

○報酬算定・運営基準

「平成26年4月介護報酬改定について」
「業務管理体制の届出について」

平成26年4月1日発行 第117号

お知らせ

○平成26年度介護支援専門員更新研修の申込み受付開始について

平成26年度介護支援専門員更新研修第1期(5月から7月実施分)及び第2期(9月から11月実施分)の申込み受付の開始についてお知らせします。

《更新研修》※募集対象：有効期間満了日が平成28年3月31日までの方

平成26年4月1日(火曜日)頃に、有効期間満了日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの方を対象に、更新研修募集案内を登録住所宛に発送いたします。

また、本送付に先立ち、平成26年3月17日から、公益財団法人東京都福祉保健財団HP(下記参照)上に募集案内を掲載しておりますので、有効期間満了日が平成28年3月31日までの方で、未だ更新研修を受講されていない方は、財団HPを御確認ください。

○募集案内発送 平成26年4月1日(火曜日)頃

対象：有効期間満了日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの方

○申込み締切(※簡易書留にて郵送申込及び当日消印有効)

第1期(5月から7月実施分) 平成26年4月9日(水曜日)

※募集案内発送から締切まで、期間が短くなっておりますのでお早めにHPをご覧ください。

第2期(9月から11月実施分) 平成26年5月9日(金曜日)

《研修についてのお問い合わせ先》

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部介護人材養成室ケアマネ担当
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ14階
電話 03-5206-8735 FAX 03-5206-8748

《公益財団法人東京都福祉保健財団HP 介護支援専門員更新研修》

http://www.fukushizaidan.jp/htm/005kaigo/05care_5.html

お知らせ

○ 居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。

かいてき便り(第116号平成26年3月1日発行)でお知らせしたとおり、居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。なお、様式に変更はありません。今後、変更届を提出する場合は本取扱いに従い、処理いただきますようよろしくお願いいたします。

詳しくは以下のホームページに掲載してありますので、各サービスを御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

お知らせ

○ 介護人材確保対策事業の実施について

将来(2025年以降)を見据えた介護人材を安定して確保するため、平成26年度新規事業として「介護人材確保対策事業」を実施します。

【事業内容】

将来を担う学生等を対象として、介護現場を体験する機会を設け介護業務への魅力ややりがいを体験(職場体験事業)するとともに、介護の資格取得支援(介護職員初任者研修資格取得支援事業)から就労までの一連の流れを一貫して行うことで、将来に向けた介護人材を育成、確保します。

また、離職者等を介護人材の即戦力として確保するため、都内介護施設等で直接雇用の上、働きながら介護資格を取得させる(トライアル雇用事業)ことにより、介護人材の確保と定着を図ります。

本事業は、都内の福祉・介護人材の就労相談・無料職業紹介を行う「東京都福祉人材センター(東京都社会福祉協議会)」に委託して実施するもので、職場体験・資格取得支援・就職相談・あっせん等を一体的に実施していきます。

※ 事業の詳細は、4月下旬に以下のホームページでお知らせします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>介護人材確保対策事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4267

○ 平成26年4月介護報酬改定について

消費税率8%への引上げに対応した平成26年度介護報酬改定について、国より告示が発出されました。現在、事業運営をされている指定事業者のみなさまにおかれましては、この度の介護報酬改定に伴う料金表の変更届の提出は不要((介護予防)福祉用具貸与及び(介護予防)特定福祉用具販売も含む。)ですが、4月以降変更となる料金につきましては、ご利用者の方への適切なご対応をお願いいたします。

改定内容の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>平成26年4月介護報酬改定について

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/26kaitei.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 業務管理体制の届出について

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。(介護保険法第115条の32)。**業務管理体制の届出は全法人〈必須〉となっております。**法令遵守責任者を定め必要書類を添付して届出をお願いいたします。

詳細は東京都介護サービス情報に掲載されていますので、まだご提出されていない法人様におかれましては速やかにご提出いただくようお願いいたします。

◎ 届出事項

届出事項／事業所数	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

◎ 届出先

事業所の展開に応じて異なりますので、必ずご確認をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>業務管理体制に係る届出

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/gyoumukannritaisei.html)